

日 時	令和3年11月10日（水）16:45～17:15 第12回経営会議
出席者	市長、平原副市長、小林副市長、城副市長、林副市長、政策局長、総務局長、財政局長、政策調整担当理事
欠席者	なし
議 題	1 新たな児童相談所の設置について【こども青少年局】
議 事 要 旨	<p><b>【論点】</b></p> <p>「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」の公布により、児童相談所の管轄区域に係る参酌基準（令和5年4月1日施行）が設けられることを受け、</p> <p>① 本市における管轄区域の見直し案の方向性を確認するとともに、</p> <p>② 新たに（仮称）横浜市東部児童相談所を設置する。</p> <p>これにより、児童虐待相談体制の強化を図る。</p> <p><b>【説明要旨】</b></p> <p>1 現状の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待相談対応件数は年々増加し、令和2年度には12,000件超と平成28年度の2倍、要保護児童数も約1.1倍に増加。初期対応や継続支援における十分な検討や所長による迅速な意思決定が困難となり、子どもの命を守る児童相談所業務に重大な支障をきたす恐れがある。</li> <li>・一時保護件数も増加傾向にあり、令和2年度には平成28年度の約1.3倍、平均入所児童数は定員161人を超過する173.8人と慢性的な定員超過状態。会議室の居室化や個室の二人部屋化等、暫定的な対応で対応しているが、子どもの安心・安全、権利擁護の観点からも早急な改善が求められる。</li> </ul> <p>2 方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」により、児童相談所の管轄人口を「基本としておおむね50万人以下」とする基準が示されたことを受け、児童相談所の管轄区域を見直す。</li> <li>・児童虐待相談対応件数等が他地域に比べ多い東部方面（鶴見区・神奈川区）において児童相談所の新規設置に着手。相談部門と保護所（20人定員）との一体型の（仮称）横浜市東部児童相談所の令和8年度開業に向け、令和4年度から基本設計等を実施。開業までの対応として、中央児童相談所のサテライトを設置する。可能な限り開業時期を前倒しできるよう取り組む。</li> <li>・将来的な管轄区域数については、基準に基づき、最大7区域の範囲内で、今後の社会情勢や人口動態等を踏まえながら検討を進める。</li> </ul> <p><b>【主な意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの命と安全を守るために必要な事業であり、（仮称）横浜市東部児童相談所設置に向けて局案の方向で進めてもらいたい。</li> </ul>

- ・児童虐待対応の強化という国の方向性に沿って進めていく取組でもあるので、新規設置や運営にかかる国の補助の拡充につき、指定都市市長会や九都県市首脳会議など機会を捉えてしっかり要望していくこと。大都市だからその問題であり、他都市とも連携して国への要望に取り組むべき。
- ・設置候補地の地元との調整は丁寧に行うこと。
- ・児童相談所の強化だけではなく、家庭の養育力向上への支援の強化にも、引き続き取り組んでいくこと。

**【結論】**

**局案の通り了承。**